

令和5年度 職員の給与の男女の差異の情報公表

特定事業主名： 吉野ヶ里町長、吉野ヶ里町議会議長、吉野ヶ里町教育委員会

1. 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)	
任期の定めのない常勤職員	89.8	%
任期の定めのない常勤職員以外の職員	110.3	%
全ての職員	66.0	%

2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

※地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき一律に設定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

(1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)	
本庁課長相当職	98.0	%
本庁課長補佐相当職	100.5	%
本庁係長相当職	99.5	%

(2) 勤続年数別

勤務年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)	
36年以上	—	%
31～35年	92.5	%
26～30年	98.8	%
21～25年	100.6	%
16～20年	103.2	%
11～15年	94.9	%
6～10年	89.8	%
1～5年	75.0	%

【説明欄】

- ・ 扶養手当や住居手当について、世帯主や住居の契約者となっている男性に支給している場合が多く、扶養手当の受給者に占める男性の割合は80.5%、住居手当の受給者に占める男性の割合は77.4%である。
- ・ 全職員のうち、男性の86%を任期の定めのない常勤職員が占めていることに対し、女性の55.3%が任期の定めのない常勤職員以外の職員となっており、全職員で比較すると差異が大きくなっている。
- ・ 直近5年の男女の採用比率に大きな差はないが、採用時の年齢が女性に比べ男性の方が高く、給与水準も男性の方が高い傾向にある。

* 勤続年数は、採用年度を勤続年数1年目とし、情報公表の対象となる年度までの年度単位で算出している。